3　法附則第十二条の二の五第一項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一　エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）。

二　窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の四分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4　法附則第十二条の二の五第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二　窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

5　法附則第十二条の二の五第二項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一　エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）。

二　窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の二分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

6　法附則第十二条の二の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法附則第十二条の二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨

二　自動車の取得価額

三　自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

四　自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

五　内燃機関の燃料の種類

六　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）、変速装置の方式及び構造

7　当該自動車について、法附則第十二条の二の五第三項の規定により、法第百二十二条第一項若しくは第百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号（当該自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあつては、前項第一号から第五号まで）に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第三号から第六号まで（当該自動車が乗用自動車である場合にあつては、同項第三号から第五号まで）に掲げる事項の記載を省略することができる。

附則第五条第二項中「、次条第二項及び第五項」を「及び次条」に改める。

附則第五条の二の見出しを「（法附則第十二条の三第三項第二号イの基準等）」に改め、同条第十項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第五項」に改め、「規定する」の下に「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第一項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「規定する」の下に「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第一項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項を削り、同条第五項を同条第十一項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「附則第十二条の三第三項」を「附則第十二条の三第三項第四号」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第三条第五号」を「第三条第六号」に改め、「平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は」及び「平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は」を削り、同項第二号中「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（第五項及び第七項から第十項までにおいて「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第一項中「附則第十二条の三第三項」を「附則第十二条の三第三項第四号」に改め、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第九項とし、同項の前に次の八項を加える。

法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

2　法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

3　法附則第十二条の三第三項第二号ロに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

4　法附則第十二条の三第三項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

5　法附則第十二条の三第三項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。